

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- ・不動産売買の事業において、ディベロッパーを含む取引先との連携を強化します。不動産開発時より意見交換を図り、市場に提供する商品価値の向上に取り組みます。また不動産契約書類だけでなく事務的分野のシステムに関しても情報共有を行い、業務の効率化を推進します。
- ・BCP/事業継続計画の整備や見直しを一年に一度必ず実施します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

当社は取引先との情報共有や連携体制を強化することで、業務効率化とサービス品質の向上に取り組めます。また、宅建業法において定められている仲介手数料と同様に、不動産売買についても利益率の公平化を図ります。適正価格についての協議も継続して行い、すべての関係者がともに成長できる持続可能なパートナーシップの構築を目指します。

2026年6月25日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社マリアス

企 業 名

代表取締役 松田 享洋

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。